

整理番号5 一般社団法人静岡県バレーボール協会人選委員会細則

(目的)

第1条 この人選委員会の目的は、当法人の定款に従い、次期当法人役員の適任候補者を理事会と総会に推挙することである。

(特別委員会)

第2条 当法人定款第4章・第23条により、役員改選期前年に当法人特別委員会の人選委員会を設置する。

(期間・任期)

第3条 この人選委員会の設置期間は、役員改選期の前年7月から始まり、翌年の総会で役員を推挙し議決を得て決定する時点までとする。この期間をもって委員の任期とする。

(委員構成)

第4条 この人選委員会は各地区協会から4名ずつ選出された12名で構成され、会長がこれを委嘱する。ただし、代議員数の地区比例による人員の増減を認める場合は、理事会において決定する。

(役員の決定)

第5条 人選委員会で推挙された役員は、6月総会の議決をもって決定する。総会において人事案が否決された場合、人選委員会は人選し直すこととする。次の理事会承認で仮就任し次の総会の議決を経て決定するものとする。

(推挙の対象1)

第6条 この人選委員会は、第1条の目的に基づき、下記の役員の候補者を推挙する。

- (1) 監事
- (2) 会計監査人
- (3) 事務局部門の長（事務局長・財務部長（理事）、広報部長（理事））
- (4) 業務部委員長（競技・審判・指導普及・強化・技術統計の各委員長（理事））
- (5) 会長意向の会長指名理事・副理事
- (6) 各地区協会及び各専門部から推薦された候補者以外の下記役員
 - ①名誉会長 名誉副会長
 - ②名誉顧問 顧問 参与
 - ③その他の理事

(推挙の対象2)

第7条 この人選委員会は、下記の役員の候補者を、それぞれの関係部署からの推薦を得て、検討し推挙する。なお、推薦にあたっては関係部署に人選委員会を設けること。

- (1) 各地区協会からの推薦

- ①各地区協会会長（理事）
- ②各地区協会理事長（理事）
- ③各地区協会事務局関係長（事務局次長・財務部次長・広報部次長（副理事））
- ④各地区協会業務部門委員長（業務部門副委員長（副理事））
- ⑤顧問、参与

（2）各専門部からの推薦

- ①各連盟会長
- ②各専門部部長（理事）
- ③各専門部副部長（副理事）
- ④各専門部主事（副理事）
- ⑤顧問、参与

（3）各業務部門からの推薦

- ①各業務部部門主事（副理事）

（委員長）

第8条 この人選委員会の委員長は、人選委員長と称し、委嘱された人選委員の互選によって選出される。人選委員長は、人選委員会を招集し、その議長を務める。人選委員長は、その結果を理事会及び総会に報告し、それぞれ承認・議決を得る。

（陪席）

第9条 この人選委員会は陪席人を出席させることができる。

（経費）

第10条 この人選委員会に関わる必要経費は、財務部長にその予算・決算を報告し受領するものとする。

（指示）

第11条 以上の細則の他、必要事項については、三役会に具申し、指示を得る。

（改廃）

第12条 この細則の改廃は、理事会において決定する。

附則 この細則は、当法人の登記が行われた日から施行する。

制定 平成 元年3月5日
改正 平成20年3月9日
改正 平成29年4月3日